

木更津市保育施設等設置運営事業者募集

審査項目及び審査の観点

1. 審査項目及び配点

【基準項目】

(1) 基本的な考え方について(20点)

① 応募動機、運営理念等

<審査の観点>

以下の点について具体的に示されており、市の地域課題への対応が明確であるかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 応募の動機
- イ 運営・保育理念
- ウ 運営・保育に対する熱意
- エ 待機児童対策などの保育行政に対する考え方

② 安心・安全・衛生対策

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 感染症対策の重要性を理解し、具体的な対策が講じられている。
- イ 地震・風水害・火災等の災害対策の重要性を理解し、対策が講じられている。
- ウ 防犯対策の重要性を理解し、対策が講じられている。
- エ 事故防止対策の重要性を理解し、対策が講じられている。
- オ 安全安心な給食を提供することの重要性を理解し、対策が講じられている。
- カ 児童虐待防止対策の重要性を理解し、適切な対策が講じられている。

※対策とは、マニュアルの作成や職員研修の実施などをいう。

③ 保育指針等

<審査の観点>

以下の事項について、具体的に示されているかを審査します。

(着眼点の例)

- ア 保育指針および保育目標が具体的に示されている。
- イ 保護者への対応は適切である。
- ウ 児童の個人情報保護への取り組みが適切な内容となっている。
- エ 近隣住民に配慮した運営となっている。
- オ 職員が働きやすい環境づくりを意識している。
- カ 配慮を要する児童の受け入れ体制が構築されている。

④ 定員

<審査の観点>

定員構成に関する考え方およびその妥当性について審査します。

(2) 法人の内容に関する事項(20点)

① 運営実績

<審査の観点>

運営主体となる法人の過去の運営実績について審査します。

基準日:令和 8 年 10 月 16 日(応募申込書受付最終日)

② 施設長(予定者)

<審査の観点>

施設長(予定者)の経歴について審査します。

基準日:令和 8 年 10 月 16 日(応募申込書受付最終日)

③ 職員配置

<審査の観点>

職員配置は適切か、また、看護師、栄養士又は管理栄養士の配置について審査します。

④ 運営体制

<審査の観点>

事務・会計処理体制について審査します。

⑤ 職員の人材確保・育成

<審査の観点>

人材確保方策や、職員に対する研修等の育成方針、職員の定着率向上のための取り組みが具体的に示されているかを審査します。

(3) 施設・設備に関する事項 (25点)

① 保育室等の面積(一人当たり)

<審査の観点>

児童の処遇に関わる保育室等の広さについて審査します。

② 保育室等の形態・環境

<審査の観点>

以下の事項について、保育室等の環境が良好であることを審査します。

ア 部屋全体の見通しが良く、保育しやすい形状となっている。

イ 衝突や転倒のリスクとなる柱や壁、建具、大型家具等による出隅が抑えられている。

ウ 廊下や屋外遊戯場、沐浴室・トイレ等への動線に配慮している。

エ 可動式の間仕切り等を用いた柔軟な定員構成に対応できる保育室等の間取りとなっている。

③ 保育園の部屋・設備等

<審査の観点>

必要な部屋および設備等が不足なく整備されており、加えて、設置することが望ましい部屋または設備等が備えられているかを審査します。

④ 屋外遊戯場または園庭

<審査の観点>

児童の処遇にかかわる屋外遊戯場または園庭の広さについて審査します。

また、屋外遊戯場を付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所で代用する場合は、その距離や経路等についても審査します。

⑤ 園児送迎用駐車場の確保

<審査の観点>

児童の送迎に必要な駐車場の確保状況について審査します。

(4) 土地に関する事項 (20点)

建設予定地の立地・環境

<審査の観点>

以下のような点について、保育の環境が良好であることを審査します。

(着眼点の例)

ア 利便性の良い場所に位置しているか

※道路幅員 6m以上を確保し、駅や幹線道路、路線バスの停留所付近に位置するなど、通勤・生活動線上にあって送迎の利便性が高い立地であること。

イ 土地の面積、形状等について良好な保育環境が確保されると見込まれるか

ウ 児童の登降園の安全確保が図られるか

エ 保育施設等の建設により周辺に日照の問題が生ずることがないか

オ 周辺の建物等により保育施設等への日照、通風が著しく妨げられるようなことはないか

カ 周辺の騒音が保育施設等の事業運営に支障を及ぼさないか

キ 洪水浸水想定区域に該当する場合、洪水浸水時における避難方法、避難先、保護者との連絡、職員体制等が具体的かつ適切に定められ、児童及び従業員の安全確保が十分に図られているか。

(5) 資金計画等に関する事項(10点)

① 資金調達について

<審査の観点>

施設の整備や運営にかかる資金が自己資金で確保されているか、借入を行う場合には借入金が確保されているかを審査します。

② 事業費の適正な計上について

<審査の観点>

施設の整備にかかる費用、運営にかかる費用等の資金計画において、詳細な積算根拠が示され適正に計画されているかを審査します。

(6) 地元自治会、近隣住民及び隣接者への説明について(5点)

<審査の観点>

地元自治会、近隣住民および隣接地権者等へ保育施設等の設置計画についての説明の時期・内容、ならびに課題や住民からの意見が生じた場合の対応方針について審査します。

【加点項目】

(1) 受け入れ体制の拡充について(10点)

<審査の観点>

以下の事項について、受入れ体制が整っているか、またはノウハウを有しているかを審査します。

ア 医療的ケア児の受入れについて

イ 障がい児の受入れについて

(2) 推奨事業の実施について(40点)

<審査の観点>

以下の推奨事業の事業実施内容及びその実現性について審査します。

ア 保育ステーション

イ 一時預かり事業

ウ 乳児等通園支援事業

エ 休日保育

オ 病児・病後児保育事業

カ 体調不良児対応型保育事業

キ 保育所地域活動事業

ク 夜間保育事業

2. 選考の方法について

(1) 「木更津市保育施設等設置運営事業者選定委員会」において書類審査及び提案説明・ヒアリングによる審査を行い、「審査項目の選考基準及び配点」に基づき採点します。

- (2) 整備運営事業者の選定は、1.【基準項目】(1)～(6)の合計点に対し、標準評価6割以上の得点をした者を対象とします。選定にあたっては、得点が最も高い順に順位付けを行い、上位1事業所を被選定者(整備運営事業者)とします。
- (3) 提出書類に修正や不備がある場合は、その内容も審査の観点に含めて選定を行います。
- (4) 認可要件に該当しないことが見込まれる場合は失格とします。
- (5) 順位決定において、得点が同点の者が複数存在し、選定枠内での順位を確定できない場合には、以下の同点時優先項目について、定められた優先順位に従い、各項目の点数の高い者から順に順位を確定します。

【同点時優先項目】

優先度1	(3)施設・設備に関する事項
優先度2	(2)法人の内容に関する事項
優先度3	(5)資金計画等に関する事項
優先度4	(4)土地に関する事項
優先度5	(1)基本的な考え方について

3. 木更津市における地域課題と事業計画への反映について

本市の保育所等には、以下の地域課題への対応が求められます。事業計画においては、これらの課題に対する理解度および具体的な対応状況を評価します。

(1) 待機児童数

- ・年度当初から1歳児の待機児童数が特に多い状況です。
- ・年度末に進むにつれて0歳児・1歳児・2歳児の待機児童数が増える傾向があります。

(2) 小規模保育事業所卒園児の受け皿不足

- ・令和9年4月に開所予定の小規模保育事業所の卒園児(新3歳児)の受け皿が不足する見込みです。